

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 28 年 2 月 16 日 (火) 号外第 1 4 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める 規則（2）（企業局経営企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
-------	---

規 則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年2月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第2号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年鳥取県条例第49号）中第4条第2項の表の改正規定（若松川発電所の項を加える部分に限る。）の施行期日は、平成28年3月2日とする。